

委員会提出議案第3号

小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の
拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年9月26日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 林 弘

小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書

近年、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、連日 30 度を超える地域が広がり、「命に関わる危険な暑さ」を記録する日が続く状況となっている。

学校保健安全法に基づく文部科学省告示の学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度の基準は「17 度以上、28 度以下」となっているが、現在、全国の学校施設において、この基準を満たさない状況が頻発してきている。

そのため、児童・生徒が過酷な環境の中で学習を強いられることとなり、学ぶ意欲だけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このように、夏季における教育環境の改善、なかでも改善策としての学校施設への空調設備の設置は早急に対応すべき全国的な課題となっている。

本市においても、夏季の教育環境の改善を喫緊の課題と認識し、小中学校の教室等に空調設備を早急に設置することを決断したところである。しかしながら、校舎の老朽化対策、トイレ改修などの教育環境の改善に向けた課題はいまだ残されており、地方公共団体の厳しい財政事情の中、これら対策を空調設備の設置とともに実施することは困難となっている。

日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教え育てるため、子どもたちが快適に学習できるよう環境整備を行うことは、国、地方公共団体の責務である。

よって、国においては、早急かつ全国的に対応しなければならない課題となっている普通教室等への空調設備の設置を促進するため、下記の事項について早急に実現されることを強く要望する。

記

- 1 学校施設への空調設備設置に係る予算の確保、増額を図ること
- 2 学校施設環境改善交付金における空調設備の算定基準単価のかさ上げや財政措置の充実を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣